HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	札幌博物場旧蔵万国博覧会関連資料について
Author(s)	加藤, 克
Citation	北大植物園研究紀要, 16, 23-38
Issue Date	2016-12-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63889
Type	departmental bulletin paper
File Information	BBG16_003.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

札幌博物場旧蔵万国博覧会関連資料について

加藤　克[i]

はじめに

北海道大学植物園・博物館は、開拓使の札幌博物場を起源とする博物館である。このため、現在の北海道大学の前身である札幌農学校の博物場として収集・保管されてきた動物学、民族学、考古学関連の研究資源だけでなく、開拓使の勧業政策にかかわる資料群も保管されており、これらは明治初期の北海道史を把握するうえで欠くことのできない実物資料として評価されている。しかしながら、博物館の歴史の大部分が大学の博物館、特に動物学や民族学を中心とした教職員による活動で占められてきたこともあり、これらの歴史資料は詳細な研究対象として取り扱われることがほとんどなく、過去に価値が評価されたごく一部の資料のみが利用されてきているという問題がある。本稿の検討対象である博覧会関連資料も見過ごされてきた資料群の一つであり、従来その存在については博物館による情報発信で言及されてきたこともあるが、どのような資料が現存し、それらがどのような意義を有しているのかについて明確な調査は実施されてこなかった。本稿では、博覧会関連資料のうち、国外で開催された博覧会にかかわる資料について整理し、その歴史的価値について評価するものである。

明治初期に開催された万国博覧会や内国勧業博覧会に関する研究活動は、近年歴史学の観点だけでなく多面的に実施されている。伊藤（2008）による研究動向の整理に従えば、博覧会研究は日本が参画した諸博覧会の通史的な整理から始まり、日本の産業技術史における博覧会としての側面と、帝国主義の祭典としての博覧会としての側面の研究という二つの大きな流れとして発展してきた。近年ではこれらの研究視点をさらに発展させる形で、日本のアイデンティティの構築の場として博覧会を位置づける研究や、従来の研究で着目されることの多かった国の権威、あるいは経済的観点からの考察だけでなく、各府県で開催されていた博覧会やその出品者などを対象とした研究へと広がりを見せている。これらの研究においては、「博覧会」に関与した国や事務局がどのような体制で出品物の収集や展示を実施していたのかについての関心、出品物や出品した日本がどのように評価されていたのかについての関心、あるいは国や出品者が博覧会に参加した目的を達成するためにどのようなものを出品していたのかについての関心など、「博覧会」そのものを検討対象とし、博覧会の準備段階から博覧会期間中を考察の主たる範囲としているように見受けられる。

本稿は、これらの「博覧会」を対象とする研究とは異なり、出品者である開拓使の元に、博覧会ののちに残された「モノ」を対象とする。後述するように、考察対象となる「モノ」の大部分は博覧会の主催者から出品者に対して授与された褒賞賞状や賞牌となる。授与された賞牌類は主催者がどのような出品物を評価していたかを示す結果であり、また万国博覧会では数千を超える受賞者に授与されたものであることから、資料価値として博覧会関係者が評価した出品物そのものよりは低く位置づけられるかもしれない。また、これらの褒賞の結果は従来の博覧会研究会の基礎資料として利用されている博覧会の報告書や「海外博覧会本邦参同史料」（永山編 1928-1934、以下「参同史料」と表記）などの文献類、開拓使関連であれば「開拓使事業報告」（大蔵省編 1885）にも記載されていることから、賞牌類の整理は博覧会関連の展示にあたって実物資料として利用できるようになる、という成果にとどまるようにも思われる。しかしながら、本稿で示すように、賞状や賞牌類の現状と報告書や文献類との間には少なからず齟齬がみられる。これは、従来の博覧会研究や開拓使研究で利用されてきた文献類が、博覧会が刊行した報告書や関連機関に残された書類、文書を底本として編纂されたものではあるが、その翻訳や編集過程において情報が欠落したことによるものと推測される。開拓使という限られた出品官庁に残された実物資料と文献の記述との比較を通して、博覧会関連資料に存在する問題点を示す史料批判を行うことで、今後の博覧会研究の健全な発達に寄与するものと期待している。

1. 札幌博物場所蔵博覧会関連資料について

はじめに、北大植物園・博物館に現存する万国博覧会及び内国博覧会関連資料全体について確認作業を行う。現存する資料群が開拓使、あるいは札幌博物場が所持していた博覧会資料そのものであるのか、札幌農学校移管後に

[i]北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園

消失などの影響を受けているのかを確認することが、開拓使における博覧会対応を評価する上で前提となるからである。

1882（明治 15）年の開拓使廃使後に札幌博物場は農商務省博物局、のち農商務省北海道事業管理局の管理下に置かれた。その際に作成された所蔵資料一覧 (1) には、博覧会関連資料を確認することができない。一方、1884 年に札幌農学校に移管された際に作成された移管資料一覧 (2) には「勧業部　褒賞々牌類」の項目が立てられている。ここにまとめられている博覧会関連の資料は以下に示すものである。

1. 外国賞状　八枚
2. 仝　賞牌　大　一個
3. 仝　仝　　小　六個
4. 内国褒賞薦告　十五枚
5. 仝　鳳紋褒賞證　三枚
6. 仝　花紋　仝　七枚
7. 仝　鳳紋賞牌　二個
8. 仝　花紋賞牌　六個

これに対応する所蔵資料は、外国博覧会関連賞状 8 点、賞牌 7 点、内国勧業博覧会の賞状類のうち、第一回内国勧業博覧会の褒賞薦告が 14 点、鳳紋褒賞の証状が 3 点、花紋褒賞の証状が 7 点、鳳紋賞牌が 2 点、花紋賞牌が 6 点確認された。この他、第二回内国勧業博覧会の賞状類の複写などが数点確認されている。

本稿の主たる考察対象は外国で開催された博覧会関連資料（項目 1 ～ 3）の 15 点であるが、内国勧業博覧会の褒賞薦告が 1 点減少しているだけで、外国博覧会、内国博覧会あわせてもほぼすべてが 1884 年の移管時からそのままの形で保存されていることが確認される。なお、1882 年段階で移管資料に含まれていなかった資料群が 1884 年になって確認されるようになった背景については、確実な理由を提示することは現時点ではできない。別稿で詳しく検討することとしたいが、開拓使廃使後の 1883 年に開催された水産博覧会に札幌県が深く関与し、その委員として当時農商務省博物局の管理下にあった札幌博物場のスタッフが兼任という形で参画していたことが確認されている。水産博覧会に出品された資料と推測されるものが北大植物園・博物館の所蔵資料中に確認されることから、開拓使廃使時点で札幌本庁に所蔵されていた博覧会関連資料が、水産博覧会終了後にあわせて札幌県から札幌博物場に移管され、所蔵されるようになったという可能性を示しておきたい。

2. 万国博覧会関連資料

ここから、北大植物園・博物館所蔵万国博覧会関連関連資料について博覧会別に紹介し、その歴史的価値について考察するとともに、文献史料との対比を行いたい。

2-1. ウィーン万国博覧会（1873 年）

1873 年に開催されたウィーン万博は、日本が正式な形で参加した初めての博覧会である。三浦（2001）が整理しているように、北海道の開拓使からも数多くの資料が出品されており、その一部であるアイヌ民族資料などが現在も東京国立博物館の所蔵資料として保存されている。しかしながら、北大植物園・博物館所蔵資料にはウィーン万博関連の資料は含まれていない。これは、ウィーン万博出品にあたってはすべての資料が博物館事務局の出品物として扱われていたこと、北海道から出品されたものが受賞していないことがその背景にある。

2-2. メルボルン植民地間博覧会（1875 年）

1875 年に開催されたメルボルン植民地間博覧会には開拓使は関与しておらず、関連資料も残されていない。

2-3. フィラデルフィア万国博覧会（1876 年）

1876 年に開催されたフィラデルフィア万博に関連する資料は、賞牌【33027】（図 1、以下【　】で括った数字は博物館資料番号を示す）、英文の褒賞賞状 (3)【33264】（図 2）、和文の褒賞の賞状【33269】（図 3）、和文の褒賞薦告【33270】（図 4）である。賞牌には受賞対象物品の彫刻はない。賞状には受賞対象として「KAITAKU-SHI」が出品した「SMOKED SALMON」、「薫製松魚」の記載がある。

「開拓使事業報告」によれば、開拓使からフィラデルフィア万博には表 1 に示す物品が東京出張所から出品され



図 1.　フィラデルフィア万博賞牌【33027】



図 2.　フィラデルフィア万博英文褒賞賞状【33264】

ていたとされる。この出品物の中には「鮭臘乾」5 点が含まれており、褒賞はこの出品物に対して与えられたものとみられる。ただし「開拓使事業報告」においては、他の博覧会の記述と異なり、開拓使出品物が受賞した旨の記述がなく、賞牌や賞状類が残されていることとは対応しない。一方、フィラデルフィア現地で刊行された出品物カタログ（United States Centennial Commission 1876）[(4)] では、Class 656　Preserved Meat and Fruits の部門に「Kaitaku-shi (department for colonization of the island of Yesso)」が「Preserved Meat and preserved Fish」を出品していること、表彰報告（Walker 編 1877）[(5)] に「Kaitaku-Shi, Tokio, Japan」が出品した「SALMON SMOKED IN BAGS」が「Commended



図 3.　フィラデルフィア万博和文褒賞賞状【33269】

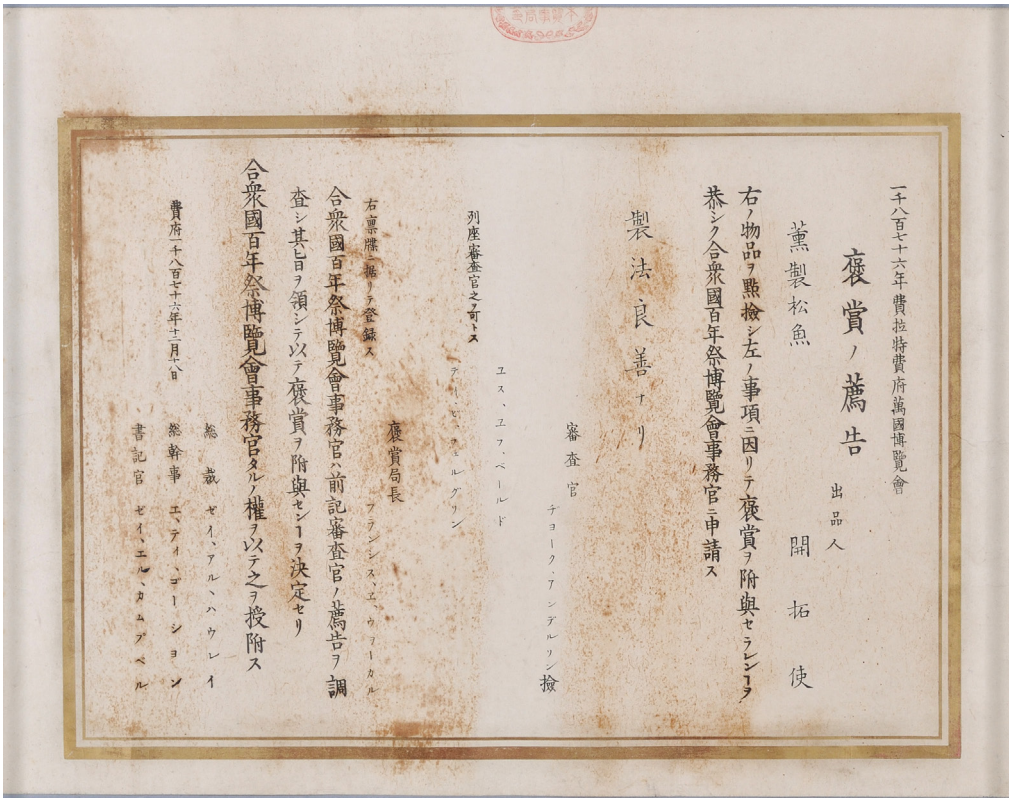


図 4.　フィラデルフィア万博和文褒賞薦告【33270】

表 1 フィラデルフィア万博開拓使出品物一覧（「開拓使事業報告」掲載表を改変）

品目	枚数 / 個数
臘虎皮	1
海豹皮	1
雛皮	1
膃肭皮	1
海驢皮	1
熊皮	1
花金鼠皮	1
クリル諸島毛皮	1
鷲羽	1

品目	枚数 / 個数
鹿火腿	3
鮭臘乾	5
馴鹿角	1
雛頭骨	2
麻苧	1
繭糸	1
礦石	110
鮭鹽水漬	10
麥並粉	1

for good preparation」という評価を得て受賞していることが確認されることから、賞牌や賞状類が存在する根拠が得られる。

これに対し、日本側の史料を確認すると、日本のフィラデルフィア万博博覧会事務局が編集した「米国博覧会報告書」[(6)] では、「薫製松魚（サケ）　五十二尾」と「薫鹿腿　五十股」が開拓使出品として記され、受賞したことを示す丸印が印字されているが、この報告書の記述様式では、鮭の薫製が受賞したのか、鹿の薫製肉が授賞したのか、あるいは両者あわせて受賞したのかが明確にならない点が問題として挙げられる。また、万国博覧会研究を行う上での基本資料ともいえる「参同史料」では、「開拓社」の薫製松魚に褒賞が授与されていたことになっている。以上のように、日本側の博覧会史料である「米国博覧会報告書」、「参同史料」および「開拓使事業報告」のいずれにおいても情報の欠落や誤記、不十分な記載があるのである。

さて、賞状・賞牌がどのような過程を経て開拓使の元に届けられたのかについて、確認してみたい。特に、フィラデルフィア万博から授与された賞状が、他の博覧会と異なり、現地の言語ではなく和文で記されていることに注目したい。「米国費府博覧会　全　従七年十二月至十一年」[(7)] によれば、1877 年 6 月 19 日付で米国博覧会事務官長河瀬秀治から開拓長官黒田清隆宛に、博覧会の賞牌と薦告賞状を受領したので、薦告賞状を訳成次第送付する旨の通知が出されている。受賞対象は「過臘魚　開拓使」であり、ここで示されている賞牌と賞状が現存する賞牌と賞状に対応することは明らかである。この賞牌と賞状は翌年 4 月 24 日に開拓使に届けられていることが内務省博覧会掛宛の領収書案から確認される [(8)]。また、この領収書案とともに褒賞薦告の原本が綴られており、和文の褒賞薦告と対になるものが保存されていることも確認された。

ここに示した賞状と賞牌の動きから、北大植物園・博物館に保存されている和文の賞状、褒賞薦告は、フィラデルフィア博覧会から授与された賞状と薦告を日本の博覧会事務局が和訳し、原本とともに出品者に対して送付されたものであることがわかる。和訳された賞状及び褒賞薦告は、博覧会後に民間出品者による新聞広告として利用されていることが確認され(『熊本新聞』1877 年 8 月 23 日　阿蘇商社広告)、その記述内容は開拓使のものと共通である。政府による出品の形をとったウィーン万博と異なり、民間からの出品が奨励されたフィラデルフィア万博においては、その受賞を国内産業の発展へとつなげられるよう、和訳作業を博覧会事務局が行っていたのである。これ以降の万国博覧会ではこのような作業は実施されておらず、フィラデルフィア万博の位置づけは興味深い。

フィラデルフィア万博に関係する北大植物園・博物館所蔵資料は薫製鮭に関するもののみであるが、「参同史料」では追査表彰として開拓使が出品した「地質學上の集品」が受賞していることが記されている。これは表 1 の「礦石」に該当するものと考えられるが、「米国博覧会報告書」では受賞したことを示す丸印はない。フィラデルフィア万博の表彰報告（Walker 編 1878）[(9)] では、礦石が出品された Class100 で開拓使の表彰は確認されず、「米国博覧会報告書」の記述が妥当のようにも思われる。しかし、個別の区分展示ではなく「Japanese Government」が「Collective Exhibits」として受賞した展示群の一部として、「Department for the Colonization of the Island of Yesso. - For geological collection」（Walker 編 1878）[(10)] が含まれており、この点から「参同史料」の記述の妥当性が確認できる。受賞対象が開拓使ではなく、日本政府であったために関連資料が開拓使に送付されなかったものとみてよかろう。ただし、日本政府が受賞した展示群に含まれている印刷局や灯台寮の出品物について「米国博覧会報告書」では丸印を付して受賞したことが明示されている。開拓使が出品した「礦石」に丸印がない理由は、出品者名として「Kaitakushi」の記述がなかったためであろうか。

最後に、現存する賞牌類とは関連がないが、いくつかの点について触れておきたい。「開拓使事業報告」に記載のある開拓使出品物は表 1 に示したとおりであるが、このうち毛皮類、馴鹿角などの出品物は、フィラデルフィア万博現地の出品物カタログ、「参同史料」、「米国博覧会報告書」に確認することができない。この問題は、これらの出品物が日本の博覧会事務局からの依頼に応じて開拓使が提供したものであって、万博の時点では開拓使の出品物で

はなく、勧農局の出品物として扱われていることによる[11]。この点についても「開拓使事業報告」の記述の取り扱いには留意が必要である。この他、万博に出品したもののうち、現地で売り捌けなかった生糸、麻類については、1878 年 2 月に開拓使に返却されていることが史料[12]から確認される。北大植物園・博物館の所蔵資料中にはこれらに該当する資料は今のところ確認できていないが、厳密な調査は実施されておらず今後の調査が必要である。

2-4. パリ万国博覧会（1879 年）

1879 年に開催されたパリ万博に関連する資料は、賞牌【33028】（図 5）と賞状 1 枚【33263】（図 6）である。賞牌には授賞対象品などの彫刻はない。賞状には、銅賞（UNE MÉDAILLE DE BRONZE）であること、「KAITA-KOUSHI（Japon）」の Groupe5、Classe43 の出品物に対して授与されたものであることが記載されている。賞状の脇には付箋が貼られており、「第 5 大区第 43 小区出品　銅牌賞状　砂金・銅・石炭」の記載がある。

「開拓使事業報告」の出品物一覧を表 2（札幌本庁出品）、表 3（函館支庁および東京出張所出品）にまとめた。これらの出品物のうち、万博で受賞したものは札幌本庁出品の「生糸、縮緬、海氣織、博多織」、「砂金銅石炭」、「繭」に銅牌および賞状、「麻苧」に銅牌相当賞状、「木材見本斑竹」、「諸鑵詰」に表章が授与されている（表 4）。また、函館支庁出品物に対しては、「鱈肝油」に対して銅牌 1 個が寄贈されたことが記載されている。「開拓使事業報告」の記述を信頼する限りでは、「砂金・銅・石炭」を除く受賞品に対する賞状類が確認できないことになる。また、札幌本庁、函館支庁いずれの出品物においても砂金が確認できず、この点も問題である。

「明治十一年仏国博覧会出品目録」[13]によれば、開拓使出品物のうち銅牌を受賞したものは「生糸、縮緬、海氣織博多織」、「砂金、銅、石炭」、「繭」、准銅賞状を受賞したものは「繭、麻苧」、賞状を得たものは「木材見本、斑竹」、「鐵葉筒詰鹿肉、仝牛肉、仝羊肉、仝豚肉、仝鮭、仝鱒魚、乾腊大口魚、火酒浸牡蠣、鹽藏牛肉、仝羊肉、仝豚肉」となっている。「開拓使事業報告」の「繭」と「麻苧」が、「繭」と「繭、麻苧」となっていることに違いがみられる。また函館支庁の出品物として「鱈肝油」に該当する「大口魚肝油」は記載されているが、これについて受賞の記載はない。

「参同史料」では、開拓使出品物として銅牌が授与されたものは「生絲、縮緬、海氣、博多等」、「砂金、銅、石英」、「繭」の 3 点、准銅賞状として「繭、麻苧」、賞状として「木材見本班竹」と「鑵詰、獣、鳥、魚肉等」の 2 点が挙げられている。石英については誤植とみてよいだろうが、「出品目録」と同様に「開拓使事業報告」の「繭」と「麻苧」が「繭」と「繭、麻苧」となっていること、また函館支庁の「鱈肝油」の記載がないことも問題である。

以上に示した問題点について検討することとしたい。まず、銅牌賞状を受賞した砂金が「開拓使事業報告」の出品物一覧に確認ができない点について考察する。開拓使によるパリ万博出品に関する史料は多数残されているが、開拓使が作成した出品目録である「佛國巴里博覧会書類」および「佛國博覧会出品目録」[14]に注目する。第 5 大区第 43 小区の出品物として、「ホロムイ石炭」、「岩内石炭」、「砂金」、「銅」が挙げられ、それらの産地として「ホロムイ石炭」は「石狩国幌向」、「岩内石炭」は「後志国岩内郡茅澗」、「銅」は「後志国古宇郡藻石」という記載があ



図 5.　パリ万博賞牌【33028】



図 6.　パリ万博褒賞賞状【33263】

表 2 パリ万博　開拓使札幌本庁出品物一覧（「開拓使事業報告」掲載表を改変）

国名	品目	種類
石狩	石炭	1
	木材各種見本	10
	縮緬	1
	海氣織	1
	繭	1
	麻	2
	生糸	1
	麥酒	1
	穀類	1
	小麥粉	3
	牛羊鹿肉鮭鱒鑵詰	5
	豚肉薫製	1
	鹿皮毛角	1
石狩	鹿染皮	1
	乾製鹽鱈	1
	牡蠣火酒漬	1
	牛羊豚醃製	3
	琥珀織	1
	博多織	1
	綾織	1
後志	石炭	1
	銅	1
	斑竹	1
	鯡搾粕	1
膽振	鰛搾粕	1

表 3 パリ万博　開拓使函館支庁および東京出張所出品物一覧（「開拓使事業報告」掲載表を改変）

出品者	品目	種類
函館支庁	鱈肝油	1
	膽振國山越郡石油地方實測圖	1
	渡島國茅部郡鷲ノ木仝圖	1
	同國上磯郡泉澤仝圖	1
	稲種子	2
	大麥	1
	小麥	2
	燕麥	2
	粟	1
	亞麻	1
	小豆	1
	大豆	1
	蕎麥	1
函館支庁	豌豆	1
	玉蜀黍	2
	麻	1
	鮭臘干	1
東京出張所	北海道圖書類	16
	葡萄	1
	林檎	1
	臘虎皮	3
	貂鼠皮	1
	黒狐皮	1
	赤狐皮	1
	十字狐皮	1

表 4 パリ万博　開拓使受賞物品一覧（「開拓使事業報告」掲載表を改変）

出品者	種別		受賞物品
札幌本庁	銅牌	賞状	生糸、縮緬、海氣織、博多織
		賞状	砂金銅石炭
		賞状	繭
	銅牌相当賞状		麻苧
	表章		木材見本斑竹
			諸鑵詰
函館支庁	銅牌		鱈肝油

種別の記載方法は「開拓使事業報告」に従っているが、函館支庁の受賞については地の文として「鱈肝油ヲ賞賛シ銅牌一個ヲ寄贈セラル」とあることに従って表記している。

るが、「砂金」についてはこの記述がない。この理由は、開拓使によるパリ万博出品準備の際の出品予定品の記述の中に、「一、砂金　但兼テ電報セシ如ク期節後レ難差出」(15) とあるように出品準備が整わない可能性があったこと、他の物品が万博出品に向け回送されている中、浦河地方の砂金を急いで送るように指示が出されている (16) ことを考えると、出品目録作成段階に至るまで砂金出品の準備が整わず、結果的に送付されたとはいえ、開拓使の出品目録に産地が記載されなかったものと考えられる。この結果、浦河地方産出の砂金であれば、札幌本庁の出品物として把握されるべきものであったが、目録の産地記載がないため、「開拓使事業報告」の編集段階において札幌本庁及び函館支庁出品物として記載することができず、欠落した可能性がある。

「繭」と「麻苧」の問題について検討する。博覧会事務局の「明治十一年仏国博覧会出品目録」では第 46 小区出品物の「繭、麻苧」に准銅賞状が、第 83 小区の「繭」に銅牌が授与されたこととなっている、一方、開拓使の「佛國博覧会出品目録」によれば、出品された「繭」と「麻苧」は第 5 大区第 46 小区の出品物として記載されているが、第 83 小区への出品物の記載はなく、銅牌が授与された「繭」の存在を確認することができない。開拓使の出品目録の記述は「開拓使事業報告」の受賞出品物が「繭」と「麻苧」となっていることとは合致するものの、「明治十一年仏国博覧会出品目録」の記述との相違をどのように解釈すべきであろうか。ここで、パリ現地で編集された表彰報告（Exposition universelle internationale de 1878, à Paris 1878a）(17) を確認すると、Classe46 の「Médailles de　Bronze」受賞者として「KAÏ-TA-KOU-SHI. Ministère spécial pour l'de Jeso.（Diplôme.）」の名前があり、また Classe83 の「Médailles de Bronze」の受賞者として「KAÏTA-KOUSHI」がある。これは開拓使が 46 小区で准銅賞状、83 小区で銅牌を受賞したという「明治十一年仏国博覧会出品目録」の記述と対応する。この受賞記録には出品物の記載がないが、パリ側の出品カタログ（Exposition universelle internationale de 1878, à Paris 1878b）(18) によれば開拓使が Classe46 に出品したものは「Cocons, chanvres（繭、麻）」であり、Classe83 に出品したものは「Cocons」となっている。この点から、開拓使の受賞品として「開拓使事業報告」の記述は不適切で、「明治十一年仏国博覧会出品目録」や「参同史料」が正しいことになる (19)。ここで、開拓使の史料を再確認すると、83 小区に出品された可能性のある物品に関する史料が含まれていることがわかる。開拓使職員である真崎、根岸が管理していたと考えられる「佛國巴里博覧会書類」(20) に含まれる出品目録には、追加出品目録も添付されているがここには 83 小区出品物に関する記載はない。一方、別の簿書である「佛國博覧会出品目録」(21) では、追加目録に掲載されている物品が漏れている部分があり、情報としては不十分ではあるものの、簿書の末尾に「蠶織報文第三号附録　明治十年官民製糸表」が綴じられており、その表紙に朱書きで「明治十一年仏国博覧会へ追加出品ノ分」という記載がある。綴られている資料は厳密には「蠶織報文第三号附録」そのものではなく、後半部分にあたる各種の繭の図および統計表の写しであるが、この図の一部に付箋が貼られている。冒頭の付箋には「貼帋ノ分ハ不出品以下倣之」という記載があり、この統計表だけでなく一部を除く繭そのものも出品されていたことが示唆される。つまり、83 小区に出品された繭は、開拓使の追加目録作成以降にさらに追加として出品されたものであって、それゆえ「開拓使事業報告」に出品物として記載されなかったこと、またこの未記載との整合性をとるために受賞品一覧に「繭、麻苧」と「繭」が受賞したにも関わらず 46 小区に合わせて出品された「繭」と「麻苧」が別々に受賞したかのように編集されたものと推測される。

次に、函館支庁出品物として受賞した「鱈肝油」が「明治十一年仏国博覧会出品目録」および「参同史料」では受賞していないことになっている理由について確認したい。パリ現地での表彰報告 (22) によれば、「鱈肝油」が出品された Classe45 における受賞者として「KAÏ-TAKOUSKI」という名前があり、開拓使が受賞したことは間違いない。しかしながら、その出品者の国名として「Japon」ではなく「Asie」となっている点が問題である。同じ Classe45 で銅牌を受賞した「HAKOU-BOUTSOU-HIOKOU」の国名も「Asie」となっている。これは「博物局」が出品した「有用動物見本」(23) に授与されたことを示すが、博覧会事務局が編纂した「明治十一年仏国博覧会出品目録」ではこの「有用動物見本」も受賞したことになっていない。つまり、「明治十一年仏国博覧会出品目録」の翻訳時において、パリの受賞記録に「Japon」の国名記載がなされていなかったために日本の出品物として扱われなかったのである。「参

同史料」はおそらくは「明治十一年仏国博覧会出品目録」の記載に基づいて編集されたものであり、受賞記録の「Asie」という誤った記載がもたらした混乱とみてよいだろう [24]。

さて、北大植物園・博物館に残された 1 枚の賞状と 1 個の賞牌がどのような過程を経て開拓使に送付されたのか、また合計 6 点が受賞したにもかかわらず、賞状と賞牌が 1 点のみ保存されていることについて検討したい。

1880 年 11 月 24 日付書類 [25] から、札幌本庁宛に銅牌及び賞状 1 点、賞状 2 点、銅牌相当賞状 1 点、表章 2 点が送付されていることが確認される。その受賞品目を記述通りに表記すると次のようになる。

	賞状	生糸　縮緬　海気　博多	札幌勧業課製出
一	銅牌　賞状	砂金　銅　石炭	仝　工業局　同第一勧業博覧会分再出
	賞状	繭	札幌勧業課製出
一	銅牌相当賞状	麻苧	同
一	表章	木材見本　班竹	当地製出　札幌博物課出
一	表章	諸管詰	同　精錬課出

銅牌賞状を受賞した物品の記載と、表章を受賞した物品の記載方法に相違がみられる理由は、送付目録の但し書きとして、出品者一名で金銅牌、あるいは 2 個以上の銅牌を受賞した場合、銅牌が 1 個のみ授与されることになっているという記述から理解される。「開拓使事業報告」の札幌本庁受賞品の記載（表 4）が銅牌 1 に対して賞状 3 種という形になっている理由は、以上の規定によって銅牌 1 個のみが授与されたことによるものであって、3 件の銅牌受賞にもかかわらず北大植物園・博物館には賞牌が 1 点のみ残されていることもこれにより説明される。なお、上述した「繭」と「苧」の混乱は、この賞牌、賞状受領時には生じており、83 小区に追加出品した「繭」の存在については関係者の中でも周知されていなかったのかもしれない。

さて、本節冒頭で述べたように、北大植物園・博物館に保管されているパリ万博関連の賞状は「砂金、銅、石炭」の銅牌賞状のみである。上述したように、開拓使には銅牌賞状 3 枚、銅牌相当賞状 1 枚、表章 2 が送付されており、銅牌賞状 2 枚、銅牌相当賞状 1 枚、表章 2 の現存が確認されないことになる。前章で確認したように、万国博覧会関連資料は、1884 年の博物館への移管後には減少していないことから、開拓使の管理下にあった時点までには一部の賞状類が消失、あるいは別の形で管理されることになったものと推測される。この件について、詳細を明らかにすることはできないが、1881 年 12 月に開拓使博物係から地理係に対してパリ万博の表章 1 葉を回付していた [26] ことが知られることから、出品関係者への回覧の中で賞状類が紛失、混入した可能性を提示しておきたい。

なお、1880 年に開拓使に送られた賞状類は、札幌本庁出品物のみを対象とするものであって、函館支庁が出品した鱈肝油に対する銅牌と賞状については記述がない。鱈肝油の銅牌賞状については、札幌本庁が銅牌及び賞状類を受領した 1 年半後、1882 年 5 月に開拓使残務取扱係宛に博覧会掛から銅牌と賞状が送付されていることが確認できる [27]。銅牌の授与基準が一出品者に対して 1 個の銅牌が授与されることになっていたにもかかわらず、銅牌が開拓使に別に送られていること、鱈肝油の銅牌及び賞状の送付が遅れていたことは、現地での受賞記録の国名が「Japon」ではなく「Asie」となっていたことが影響しているのかもしれない。いずれにせよ、この賞牌と賞状の現状も不明である。

2-5. シドニー万国博覧会

1879 年に開催されたシドニー万国博覧会に関係する所蔵資料は、賞牌【33029】（図 7）、【33030】、【33031】、【33032】の 4 点、「Sulphur」に対して授与された「First Degree of Merit」の賞状【33267】（図 8）、「Specimens of Timber」に対して授与された「Highly Commended」の賞状【33265】（図 9）、「Preserved Salmon & Venison」に対して授与された「Two Highly Commended Awards」の賞状【33266】（図 10）、「Cocoons & Raw Silk」に対して授与された「Commended」の賞状【33268】（図 11）の 4 点である。

「開拓使事業報告」では、札幌本庁出品物（表 5）のうち、鱒鹿罐詰と織物に「特賛賞状　二等」及び「銅牌一個」が授与され、小麦に「表栄賞状　四等」及び「銅牌一個」が授与されたことになっている。また、東京出張所出品物の釧路産硫黄に「一等賞状並銅牌」が授与されたことが記載されている（表 6）。現存資料との対比では、木材見本の受賞が確認できないこと、同じ「特賛賞状　二等」を受賞した鱒鹿罐詰と織物に対して異なる賞が授与されていること、受賞対象である「織物」が「Cocoons & Raw Silk」となっていることが問題として挙げられる。「開拓使



図 7.　シドニー万博賞牌【33029】

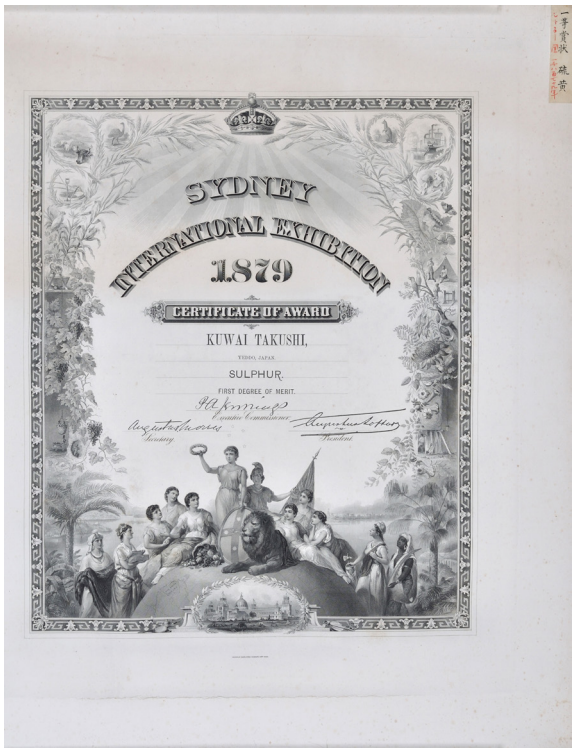


図 8.　シドニー万博出品「硫黄」への「First Degree of Merit」賞状【33267】

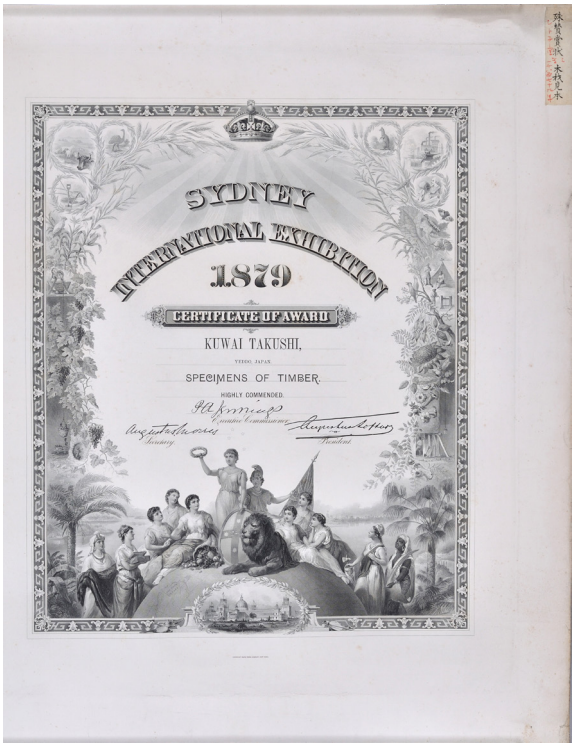


図 9.　シドニー万博出品「木材見本」への「Highly Commended」賞状【33267】

事業報告」の出品物一覧には「糸織物類」とあるのみで、「繭」が出品された形跡はないが、開拓使の出品目録[28]によれば、「白生糸」や「黄生糸」が追記されており、パリ万博で追加出品された白黄色の繭が追加で送られた形跡がある。

日本側の博覧会報告書である「濠洲悉徳尼府万国博覧会報告」[29]では、開拓使[30]の出品物は、硫黄、用材見本、生糸、麥、鮭鹿鑵詰となっており、「織物」が漏れている点が異なる。また、出品物に対する褒賞は、個別の出品物に対する記載ではなく、出品者ごとの受賞点数のみが記載されている。この記録によれば、開拓使は「一等賞」を 1 件、「特賛賞」を 3 件、「殊賛賞」を 1 件、「表栄賞」を 1 件の計 6 件で、銅牌 4 点が授与されたことになっている。「参同史料」の記述も報告書と同様であり、報告書を転載したものとみられる。この記録を「開拓使事業報告」と比較すると「特賛賞」が 1 件多いこと、賞状として現存する木材見本に対する「殊賛賞」に関する記述があることが相違点として挙げられる。

シドニー現地の事務局が編纂した出品物目録を実見することができていないが、博覧会終了後に刊行された報告書（Sydney International Exhibition 1881）の受賞記録をもちいて、上記した問題点について検討してみたい。ま

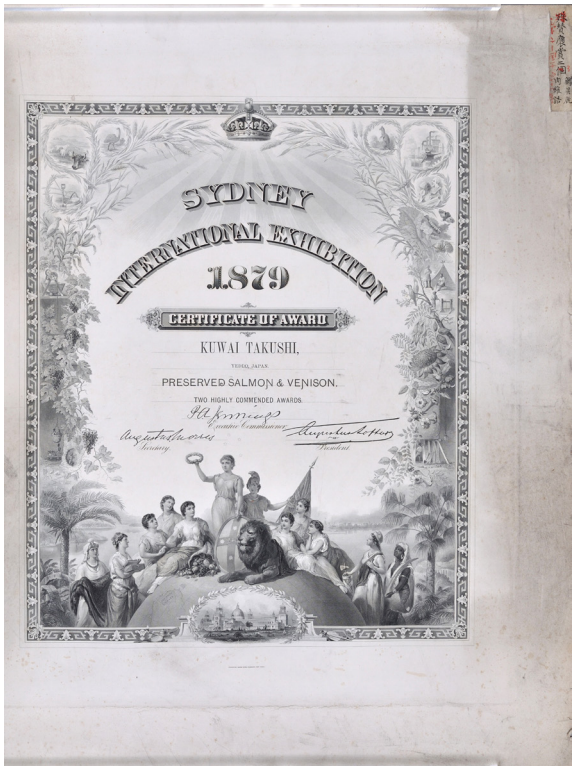


図 10.　シドニー万博出品「鱒鹿肉鑵詰」への「Two Highly Commended Awards」賞状【33266】

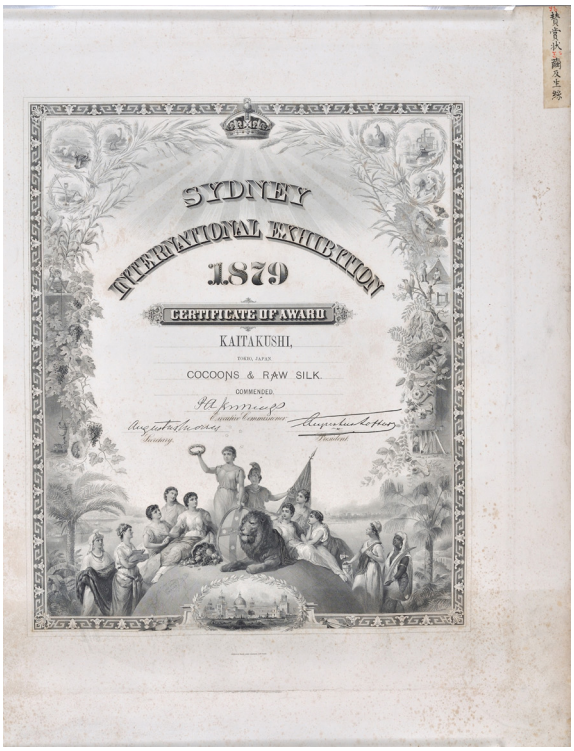


図 11.　シドニー万博出品「繭・生糸」への「Commended」賞状【33268】

表 5 シドニー万博　開拓使出品物一覧（「開拓使事業報告」掲載表を改変）

出品者	国名	品名	点数
札幌本庁	石狩国	木製家具類	9
		糸織物類	3
		小麦粉	4
		鱒鮭鹿肉鑵詰	3
		木材見本	40
東京出張所	釧路国	硫黄	

東京出張所の出品物については地の文として「假博物場陳列ノ釧路國釧路産硫黄ヲ出品」とあることに従って表記している。

表 6 シドニー万博　開拓使受賞物品一覧（「開拓使事業報告」掲載表を改変）

出品者	品名	褒賞種別	
札幌本庁	鱒鹿鑵詰	特賛賞状　二等	銅牌　一箇
	織物	特賛賞状　二等	銅牌　一箇
	小麦	表栄賞状　四等	銅牌　一箇
東京出張所	硫黄	一等賞状	銅牌

褒賞種別の記載方法は「開拓使事業報告」に従っているが、東京出張所については、地の文の記載に基づいて表記している。

ず、日本側の報告書と現地の報告書の記述のうち、日本出品物全体を通した受賞の結果について確認する。現地の報告書の記述によれば、シドニー万博での褒賞は一等から四等までが準備され「First Degree of Merit」、「Highly Commended」、「Commended」、「Honourable Mention」と表記された。これに「First Degree of Merit Special」が加えられ、5 種に区分されていた。この区分は日本側の表記では、一等、特賛、殊賛、表栄と特等になっている。メダルについては、博覧会が当初ニューサウスウェールズ農業協会によって企画され、金銀メダルを授与することが予定されていたこともあり、当初企画の範囲内の展示資料には金銀メダルが授与されたが、全体としては銅メダルが授与され、出品した国や極めて重要な展示に対して、上記した受賞区分に関わらず金銀メダルを授与することになったとされる。シドニー側と日本側の報告書の日本受賞点数の統計結果を表 7 に示した。

表に示したように、両者の点数に若干の違いが確認される。また、それぞれの報告書が示す数字の内容についても以下に示すように、問題が含まれている。まず、シドニー側の報告書であるが、個々の受賞者、物品を確認してゆくと、日本側の出品者の居住地が部分的に間違っているという些細な問題に加え、日本側報告書の受賞者として名前を確認することができる泉年兵衛や川田利八、榛原直次郎といった出品者の名前を確認することができない。この点から、この報告書の記述が最終的なものではない可能性がある。また、日本の受賞物品点数を賞の種別に確

表 7 シドニー万博　現地報告書と「濠洲悉徳尼府万国博覧会報告」における受賞件数比較

	特等	一等	特賛	殊賛	表栄	計	大銀牌	小銀牌	銅牌
シドニー報告書	10	32	32	21	28	123			
日本報告書	10	32	31	22	26	121	1	2	91

シドニー報告書の受賞件数は、p cxciv の「ANALYSES OF AWARDS」の件数を記載している。

認すると、「First Degree of Merit Special（特等）」が 7 件、「Two First Degree of Merit Special」が 1 件、「First Degree of Merit（一等）」が 32 件、「Highly Commended（特賛）」が 29 件、「Two Highly Commended Awards」が 1 件、「Commended（殊賛）」が 16 件、「Honourable Mention（表栄）」が 26 件、「Two Honourable Mention」が 1 件となり、表 7 に示した統計表の結果と合致しない。また、ここで留意しなければならないのは、開拓使出品物の鑵詰に対して授与された「Two Highly Commended Awards」など、授与区分にない名称である。シドニー側の報告書では、日本以外の出品物に対してもごくわずかであるが「Two」がある受賞が確認される。報告書では「Two」が示す内容についての言及がないため、明確にはしえないが、複数種の物品が出品された場合、出品全体として授与、あるいはその中の 1 点について授与されるのではなく、その中の 2 点に同様の賞が授与された場合、このような表彰の仕方になったのだろうか。仮に「Two」を含む賞を 2 件の受賞とみなし、シドニー側報告書の受賞件数を数えると、特等が 9 件、一等が 32 件、特賛が 31 件、殊賛が 16 件、表栄が 28 件となり、この算出方法であっても特等と特賛、殊賛と表栄の件数が、統計表と異なることになる。これは上述した泉や川田などの記載が漏れていることが影響しているのかもしれない。ただし、殊賛賞を受賞したという人物の記述が漏れている事例が多く、殊賛の件数が 6 点不足していることは説明できる可能性はあるが、報告書で漏れている泉と榛原は日本側の記録では特賛を受賞していることになっており、この 2 件を加えると、特賛の受賞点数は統計表の点数を超過することになる。これらの点から、シドニー側の報告書や受賞結果をそのまま利用することには躊躇を覚える。

一方、日本側の報告書にも問題がある。報告書及び「参同史料」には、表 7 の大銀牌、小銀牌の受賞点数にみるように、印刷局と宮川香山に小銀牌、銅器、象牙、木彫刻等の出品者一同に大銀牌が授与されていることが記述されている。大銀牌が授与された出品者については報告書に一覧が記され、起立工商会社・三井物産会社・大倉組に大銀牌と賞状現品が、その他の出品者には賞影が授与されたという記載がある。しかし、上述したようにシドニー万博では農業協会関連以外の出品については、金銀牌は授与されず、特別な展示に対して授与することが規定されていた。シドニー側の報告書においても、印刷局、宮川、銅器類出品者一同に対する受賞については、通常の受賞記録には含まれておらず、「Special Medals to Exhibitors」として別立てで記載されている。これに対し、日本側の報告書がこれらを通常受賞の統計の中に含んだことで、いくつかの問題が生じている。印刷局が受賞した印刷物と「JAPANESE COLLECTIVE EXHIBIT OF BRONZES, &c」が出品したことになっている銅器類は、通常受賞においても特等を授与されており、統計表に含めても問題はない。しかし、シドニー報告書によれば宮川香山に授与された小銀牌は「Porcelain amd Faience Ware」に対して授与されたものであり、これは通常受賞としては一等が授与されており、宮川は「Paintings on Enamel」に対して授与された一等と合わせ、一等を 2 件受賞したことになっている。一方、日本側の報告書では宮川の受賞は特等と一等が 1 件ずつとなっている。おそらく小銀牌が授与されているにもかかわらず、特等でないことから意図的に特等に修正したのではないだろうか。シドニー側の報告書において「Special」の記載が欠けたという可能性もあるだろうが、その場合、統計表の「First Degree of Merit」の数が不足することになる。この他、静岡県が出品した「Maize（トウモロコシ）」に対して授与された表栄が日本の報告書で欠けていること、大銀牌を代表して受賞した起立工商会社・三井物産会社・大倉組は多くの出品物の共同出品者として確認できるが、大倉組のみが単独で受賞した銅器についての受賞記録が確認できないことなど、シドニー側の記録と齟齬する点が散見される。これらの点から、日本側の報告書についても取り扱いに留意する必要がある。

日本とシドニーの報告書が内包する問題点を踏まえつつ、開拓使関連の情報を確認すると、シドニー報告書においては「Yeddo」の「KUWAI TAKUSHI」が出品した「Sulphur」に「First Degree of Merit」、「Preserved Salmon & Venison」に「Two Highly Commended Awards」、「Specimen of Timber」に「Highly Commended」、「Wheat」に「Honourable Mention」が授与されていること、「Tokio」の「KAITAKUSHI」が出品した「Cocoons and Raw Silk」に「Commended」が授与されている。

まず、「開拓使事業報告」の受賞点数である一等 1 件、特賛 2 件、殊賛 1 件、表栄 1 件に対し、日本側の報告書と「参同史料」が特賛 3 件としていることは、開拓使側が受領した賞状の枚数を件数として数えたことに対し、事務局

側では鱒鹿鑵詰が受賞した「Two Highly Commended Awards」を 2 件と数えたことによるものだろう。「Two」であるにもかかわらず、1 枚の賞状が授与されている実態をみると、受賞の件数の扱いをどのようにみるべきかは判断が難しいが、相違の理由はこれによって説明できる。

次に、「開拓使事業報告」では「織物」が受賞したことになっているのに対し、賞状およびシドニーの報告書では「Cocoons and Raw Silk」が受賞したことになっている点である。上述したように、「開拓使事業報告」の出品一覧には「繭」の記載はないが、開拓使の追加出品として「白生糸」「黄生糸」が確認される [31] ことから、繭と生糸が出品されたことは想定される。これとともに、札幌本庁がシドニー万博に出品した織物の質が悪く、今回に限り出品することにする旨の伝達が東京出張所から出されている [32] ことを考慮すると、「織物」が受賞したとは考えづらく、残されている賞状の記述通り繭と生糸が受賞したとみるべきである。また、「開拓使事業報告」に記載のない「木材見本」についても残されている賞状とシドニーの報告書に従い、受賞したと評価すべきである。

ここで、シドニーの報告書において出品者としての開拓使に対する記述について検討してみたい。「Tokio」の「Kaitakushi」が出品した繭と生糸を除く他の受賞品の出品者は「Yeddo」の「KUWAI TAKUSHI」となっている。開拓使が受賞した物品のうち、硫黄は東京出張所の出品物であり、その他は札幌本庁の出品物である。硫黄のみが「Tokio」であり、その他が「Yeddo」であったならば「Yesso」の誤記とみることもできるだろうが、対応関係はそれを示してはいない。開拓使の出品目録[33]でも硫黄が東京出張所の出品物であることは裏付けられるため、シドニー報告書の作成時に、日本語からの翻訳にあたって混乱が生じただけのものと推測される。

最後に、賞状と賞牌がどのように開拓使の手元に届けられたのかについて確認しておく。表 6 に示したように、「開拓使事業報告」では受賞した各物品に対して銅牌が付与されたような記載になっているが、実際は木材見本に与えられた殊賛の賞状を加えた賞状 5 枚と現存する賞牌 4 個が 1880 年 4 月に内務省博覧会係から開拓使に届けられている [34]。この受領書案の記載からは、一等賞状、特賛賞状 2 枚、殊賛賞状とこれらに対応する銅牌 4 個、他に表栄賞状という形で受領したという認識がうかがわれるが、受領した開拓使にとっても賞状と賞牌の対応関係が把握できなかったようで、事務局に照会していたことが確認される [35]。この照会に対して博覧会事務局からは、複数の出品物が受賞した場合は、賞牌 1 個のみが出品者に授与される規定であるが、開拓使の場合においては出品数が多いこともあり、適宜 4 個を授与されたと思われる。このため、賞牌よりも賞状の方が重要であることが返答された。日本の報告書や「参同史料」の受賞統計表で、受賞数と賞牌獲得数が合致しないことも、この授与規程が背景にあることがわかる。この点を前提に「開拓使事業報告」の記述を再確認すれば、木材見本を除いた各受賞に銅牌が付与されたという記載は不適切で、賞状 5 枚と銅牌 4 点が授与され、それぞれには対応関係がないことを示すような表記が適切である。

シドニー万博から授与された賞状と賞牌のうち、小麦に対して授与された表栄賞状の現存が確認できない。この行方については判然としないが、シドニー万博で授与された賞牌表が回覧されていた [36] ことが確認され、パリ万博の賞状と同様に関係者間での移動中に別の形で保存されるようになったのかもしれない。

2-6. メルボルン万国博覧会（1880 年）

「開拓使事業報告」によれば、1880 年に開催されたメルボルン万博に対して開拓使が出品した資料は表 8 に示したものである。このうち、木材見本が四等を受賞したとされるが、北大植物園・博物館にはこのメルボルン万博に関連する資料は残されていない。

開拓使の記録によれば、木材見本などが出品物の候補として考えられていたこと [37]、硫黄が出品された記録 [38] があるが、残されている史料からは受賞したことを示す材料や、授与された賞状関連の情報は見いだせない。また、日本側の博覧会報告書 [39] や「参同史料」には、開拓使の受賞記録や出品物に関する情報もない。

一方、メルボルンで編集された出品カタログ（International Exhibition (1880-1881 : Melbourne, Vic.) 1880）には、表

表 8 メルボルン万博　開拓使出品物一覧（「開拓使事業報告」掲載表を改変）

出品者	品目	数量
札幌本庁	木材見本	40
	鹿鑵詰	144
函館支庁	開鱈	26
	硫黄	50
根室支庁	鮭鑵詰	144
	鱒罐詰	144

8 に示されている木材見本や硫黄に加え、表に記載のない「牡蠣鑵詰」も出品されていた[40]こと、表彰報告（International Exhibition (1880-1881 : Melbourne, Vic.) 1882）には開拓使が四等を受賞し、賞状のみが授与されたことが確認される[41]。これらの点から、「開拓使事業報告」の受賞記述の正しさが認められる。

残念ながら、メルボルン万博で授与された賞状の現状は不明である。

2-7. ベルリン漁業博覧会（1880 年）

1880 年にベルリンで開催された漁業博覧会に関連する所蔵資料は賞牌【33033】（図 12）1 点のみである。「開拓使事業報告」では、魚類、鳥類の剥製や液浸標本、漁具や図書類など多数の資料が出品され、これらの出品に対して銀賞牌 1 個が授与されたという記載がある。「参同史料」においても記述は同様で、出品者である内務省と開拓使に対し、銀牌 2 個が授与されたことになっており、現存する賞牌は日本にもたらされた 2 個の銀牌の一つである。

ベルリン現地での博覧会報告書や表彰報告などは現時点で確認できていない。「参同史料」においても詳細を把握する材料を見出すことができなかったようであるが、開拓使による出品物一覧及び解説[42]、ベルリン現地での責任者である勧農局の松原新之助が著した出品カタログ[43]を併用することで日本の出品物の概要を把握することができる。出品物のうち、開拓使が出品したアイヌの丸木舟模型などは、松原からエドワード・モースに寄贈され、現在ピーボディ博物館に所蔵されている模様である[44]。



図 12.　ベルリン漁業博覧会賞牌【33033】

ベルリン漁業博覧会の出品物は、1883 年に東京で開催された水産博覧会への札幌県出品物選定にあたり基盤とされていたという。北大植物園・博物館に所蔵されている丸木舟模型とピーボディ博物館所蔵資料とを比較検討することで、その共通点などを見出せるかもしれない。この点については水産博覧会を含む内国博覧会資料の考察時に検討することとし、今後の課題としておく。

まとめ

現存する万国博覧会関連の賞状や賞牌の紹介を軸に、その背景となる博覧会報告書等の記述について確認を行った。パリ万博や 1880 年開催のメルボルン万博の賞状など、一部現存しないものもあったが、開拓使が受賞した賞状、賞牌類の大部分が現存していることが確認された。また、フィラデルフィア万博の日本語賞状にみるごとく、日本政府が万国博覧会をどのようにみていたのについて、文献史料からは見出しがたい情報も得ることができた。

証拠としての「モノ」が語る歴史に対して、編纂物である日本側の報告書や「開拓使事業報告」、「参同史料」に記載された情報には少なからず問題があることが確認されただけでなく、各博覧会の公式報告書の記載も完全なものではないことについても確認した。開拓使関連資料を所蔵する北大植物園・博物館と北海道立文書館のように、受賞した賞状・賞牌がまとまって保管されており、かつ出品物収集や博覧会後の賞状・賞牌の動きなどを把握できる史料も残されている公的機関としては他に東京国立博物館が挙げられるのみであって、編纂物の記述を裏付けるための「モノ」や史料が十分に残されていない可能性は高い。しかし、本稿で示したように、限られた点数の「モノ」を検証するだけで、様々な問題点を指摘することができる。日本側の報告書や編纂物を無批判に利用するのではなく、

現地報告書による裏付けや関連資料の比較検討による史料批判を行った上で利用することが博覧会研究の健全な推進の上で重要であることを本稿の結論としておきたい。

（謝辞）
本稿を取りまとめるにあたり、北海道立文書館および北海道大学附属図書館職員各位から資料調査にあたって助言、協力を得た。記して謝意を表したい。

本稿は、「明治期国立博物館所蔵鳥類学標本群成立過程の解明と標本情報の現代的意義に関する研究」（科学研究費補助金　基盤（C）2016-2018 年度、研究代表者加藤克）において実施した万国博覧会出品物調査で得られた結果の一部である。

引用・関連文献

Exposition universelle internationale de 1878, à Paris .　1878a. Catalogue officiel : liste des récompenses，Imprimerie nationale，Paris.

Exposition universelle internationale de 1878, à Paris .　1878b. Catalogue officiel : Tome 4，Imprimerie nationale，Paris.

International Exhibition (1880-1881 : Melbourne, Vic.).　1880. The official catalogue of the exhibits : with introductory notices of the countries exhibiting，Mason, Firth & M'Cutcheon，Melbourne.

International Exhibition (1880-1881 : Melbourne, Vic.).　1882. Official Record Containing Introduction, History of Exhibition, Description of Exhibition and Exhibits, Official Awards of Commissioners, and Catalogue of Exhibits，Mason, Firth & M'Cutcheon，Melbourne.

伊藤 真実子．2008. 博覧会研究の動向について : 博覧会研究の現在とその意義，史学雑誌 117（11）：1981-1989.

加藤 克．2015. 北大植物園・博物館所蔵農商務省博物局交換資料について，北大植物園研究紀要（15）：1-27.

三浦 泰之．2001. ウィーン万国博覧会と開拓使・北海道，北海道開拓記念館研究紀要 29：177-206.

永山 定富（編）．1928-1934. 海外博覽會本邦參同史料，博覽會倶樂部，東京大蔵省（編）．1885. 開拓使事業報告，大蔵省，東京.

Sydney International Exhibition.　1881. Official record of the Sydney international exhibition, 1879，Thomas Richards, Government printer，Sydney.

United States Centennial Commission.　1876. International Exhibition1876 Official Catalogue Complete in OneVolume. Revised Edition，J.R. Nagle and Co.，Philadelphia.

Walker, F. A.（編）．1877-1880. International Exhibition 1876. International Exhibition 1876 Reports and Awards，J.B. Lippincott，Philadelphia.

（1）北海道立文書館所蔵簿書「札幌博物場・札幌牧羊場・札幌育種場引継書類　十五年」簿書 7263、以下簿書と示すものはすべて北海道立文書館所蔵。

（2）「博物場・農学校へ転轄書類」簿書 8532。

（3）授与された賞状を示す場合、史料上では「証状」などの表現も行われているが、本稿では「賞状」に統一して表記する。

（4）IV. Departments of Agriculture and Horticulture、p128。

（5）Group V、p34。

（6）「米国博覧会報告書　第二冊　日本出品目録」、国立国会図書館デジタルコレクション掲載資料を利用。

（7）簿書 2989-38、45。

（8）簿書 2989-51。

（9）Vol.I Group I。

（10）Awards on National, State, and Other Collective Exhibits、p20。

（11）簿書 2989-8 など。

（12）簿書 2989-50。

（13）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A07062479900（国立公文書館）。

（14）「佛國巴里博覧会書類　十一年」簿書 2390-19、20 および「佛國博覧会出品目録」簿書 2988。

（15）簿書 2390-1。
（16）「各分署文移録　従明治十年第一月」簿書 2030-245。
（17）報告の p272 および p513。
（18）カタログ「Sections Etrangères」の p253 および p256。
（19）ただし、この出品カタログにある日本の出品物と「明治十一年仏国博覧会出品目録」の記載との間には相違がみられる。特に東京出品が掲載されていない事例が多く、どのタイミングで博覧会に提出された出品目録に基づいて編集された出品カタログであるかについては、注意が必要である。
（20）簿書 2390。
（21）簿書 2988。
（22）報告の p265。
（23）パリ万博で受賞した博物局製作、頒布の有用動物見本及びそれに関連する有用植物見本について、加藤（2015）では博物局から札幌博物場に送付された様々な物品をこれに該当する可能性があると記述したが、発表後にこれらの見本の原物を見出した（有用動物見本【65958】、有用植物見本【65959】、有用鉱物見本【65960】として資料登録、ただし完全な形では保存されていない）。頒布された見本は札幌博物場に送付されたような動植物素材そのものの大型のものではなく、パッケージとして利用できるよう各素材が小さく切り取られたものを貼り付けた「見本」であった。
（24）パリ万博出品カタログでは日本出品がまとめられており，鱈肝油なども含まれていることから，表彰報告がなぜ「Asie」としたのかは不明である。Classe45 の審査委員の記載ミスであろうか。ただし、上述したようにパリの出品カタログと日本の目録との間には相当の相違が存在するので、表彰報告が出品カタログに従って記述されたかどうかについても考察の必要がある。
（25）簿書 2986-65。
（26）「諸課文移録　明治十四年従七月」簿書 4602-145。
（27）簿書 2390-18。
（28）「各府県博覧会綴込・濠洲シトニー府博覧会　従十一年至十三年」簿書 4473-12。
（29）「濠洲悉徳尼府万国博覧会報告」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A07062487200（国立公文書館）。
（30）ただし、開拓使の所在地が「大阪」となっている。
（31）「東京文移録　往　丙一ノ六　明治十二年」簿書 3030-332。
（32）「東京文移録　来　丙一ノ六　明治十二年」簿書 3031-275。
（33）簿書 4473-12。
（34）簿書 4473-12。
（35）簿書 4473-12。
（36）「雑乗」簿書 4443-16。
（37）「東京諸課文移録　弐冊ノ一　明治十二年」簿書 3328-29。
（38）「雑書　十三・十四年」簿書 5114-64。
（39）「明治十三年メルボルン万国博覧会報告」、国立国会図書館デジタルコレクション掲載資料を利用。
（40）カタログの p171-173。
（41）報告の p286。
（42）「伯林府漁業博覧会出品解説書」簿書 7166。
（43）「Special-Katalog fur die Japanische Abtheilung der Internationalen Fischerei- Ausstellung zu Berlin　1880」北海道大学総合博物館河合俊郎氏所蔵資料を閲覧。
（44）北海道大学アイヌ・先住民研究センター山崎幸治氏の教示による。